

## 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（案）

（趣旨）

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（提出書類について）

第二条 法、政令、省令又はこの細則の規定により知事に提出する書類は、別に定めがあるものを除くほか、正本一部及び副本一部とする。

（証明書及び許可証の様式）

第三条 法第七条第一項（法第二十四条第二項又は第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の証明書は、第一号様式に、同項の許可証は、第二号様式によるものとする。

（宅地造成等に関する工事の許可申請時に提出を要する書類）

第四条 省令第七条第一項第十号及び同条第二項第八号に規定する同意を得たことを証する書類の様式は、宅地造成等の施行同意書（第三号様式）とする。

2 省令第七条第一項第十二号又は同条第二項第十号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 当該工事を施行する土地の登記簿謄本
- 二 工事主の資力及び信用に関する申告書（第四号様式）
- 三 工事施行者の能力に関する申告書（第五号様式）
- 四 工事主が、法人であるときは法人税の納税証明書、個人であるときは所得税の納税証明書

五 工事施行者の登記事項証明書及び工事施行者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類（工事の難易度が高い場合に限る。）

六 その他知事が必要と認める書類

（宅地造成等に関する工事の協議の申出）

第五条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の規定により知事と協議しようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（第六号様式）

式)に、第四条第二項第一号、省令第七条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の規定により知事と協議しようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(第七号様式)に、第四条第二項第一号及び省令第七条第二項第一号から第四号までに掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

3 知事は、前二項の規定による協議書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宅地造成等に関する工事の協議成立通知書(第八号様式)により通知するものとする。

4 第三条、次条、第八条及び第十一条の規定は、協議が成立した工事について準用する。(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第六条 法第十六条第二項の規定により届出しようとする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出書(第九号様式)を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の工事計画の変更協議の申出)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(第十号様式)に、省令第三十七条第一項に規定する図面を添えて知事に提出するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(第十一号様式)に、省令第三十七条第二項に規定する図面を添えて知事に提出するものとする。

3 第五条第三項の規定は、前二項の協議について準用する。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(第十二号様式)に、省令第四十八条第一項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書(第十三号様式)に、省令第四十八条第二項に規定する書面を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する届出工事の添付書類)

第九条 法第二十一条第一項の規定により、宅地造成等に関する工事の届出を行う場合であつて、当該工事が政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に掲げる規模に係るものであるときは、省令第五十二条第一項又は第三項の届出書に、同条第二項又は第四項の表に掲げる図面及び知事が必要と認める書類を添付するものとする。

2 法第二十一条第三項の規定による届出は、省令第五十五条の届出書に知事が必要と認める書類を添付するものとする。

3 法第二十一条第四項の規定による届出は、省令第五十六条の届出書に知事が必要と認める書類を添付するものとする。

(宅地造成等に関する届出工事の変更届出)

第十条 法第二十一条第一項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書(第十四号様式)を知事に提出するものとする。

2 法第二十一条第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、擁壁等に関する工事の届出の変更届出書(第十五号様式)を知事に提出するものとする。

(宅地造成等に関する工事の中止等)

第十一条 宅地造成等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けた工事主又は法第二十一条第一項若しくは第三項の届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は当該工事を廃止しようとするときは、宅地造成等に関する工事の中止(再開、廃止)届(第十六号様式)により、速やかに知事に届け出るものとする。

(特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書の添付書類)

第十二条 省令第五十八条第一項第二号及び第二項第二号の規則で定める書類は、知事が別に定めるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請時に提出を要する書類)

第十三条 法第三十条第一項の許可を受けようとする工事主は、省令第七条第一項第十号及び第二項第八号に規定する同意を得たことを証する書類(宅地造成等の施行同意書(第三号様式))を提出しなければならない。

2 省令第六十三条第一項第二号又は第二項第二号の規則で定める書類は、第四条第二項各

号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議の申出)

第十四条 特定盛土等に関する工事について、法第三十四条第一項の規定により知事と協議しようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書(第六号様式)に、第四条第二項第一号、省令第七条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の規定により知事と協議しようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(第七号様式)に、第四条第二項第一号及び省令第七条第二項第一号から第四号までに掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

3 知事は、前二項の規定による協議書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宅地造成等に関する工事の協議成立通知書(第八号様式)により通知するものとする。

4 第三条、次条、第十七条及び第二十条の規定は、協議が成立した工事について準用する。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出)

第十五条 法第三十五条第二項の規定により届出をしようとする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出書(第九号様式)を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事計画の変更協議の申出)

第十六条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(第十号様式)に、省令第六十七条第一項に規定する図面を添えて知事に提出するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(第十一号様式)に、省令第六十七条第二項に規定する図面を添えて知事に提出するものとする。

3 第十四条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告)

第十七条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(第十二号様式)に、省令第七十八条第一項に規定する書類を添付して、知

事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（第十号様式）に、省令第七十八条第二項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の添付書類）

- 第十八条 法第四十条第一項の規定により、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出を行う場合であつて、当該工事が政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に掲げる規模に係るものであるときは、省令第八十二条第一項又は同条第二項の届出書に、省令第五十二条第二項又は同条第四項の表に掲げる図面及び知事が必要と認める書類を添付するものとする。

- 2 法第四十条第三項の規定による届出は、省令第八十五条の届出書に知事が必要と認める書類を添付するものとする。

- 3 法第四十条第四項の規定による届出は、省令第八十六条の届出書に知事が必要と認める書類を添付するものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出）

- 第十九条 法第四十条第一項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書（第十四号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 法第四十条第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、擁壁等に関する工事の届出の変更届出書（第十五号様式）を知事に提出するものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止等）

- 第二十条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をした工事主若しくは法第三十条第一項の許可を受けた工事主又は法第四十条第一項若しくは第三項の届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は当該工事を廃止しようとするときは、宅地造成等に関する工事の中止（再開、廃止）届（第十六号様式）により、速やかに知事に届け出るものとする。